

公開・非公開の別

公開  部分公開

非公開

## 第5回 浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会

- 1 開催日時 令和8年1月26日(月) 15:00~16:30
- 2 開催場所 こども家庭部 大会議室(ザザンティ浜松中央館5階)
- 3 出席状況 委員 藤田 美枝子、伊豆田 悦義、原田 博子、有菌 亮太郎、河合 洋子、  
雨宮 寛、中村 勝彦、宮崎 正、渡辺 博幸、土屋 憲司、一條 典之  
欠席委員 大嶋 正浩、徳田 義盛、  
事務局 こども家庭部：野田部長  
こども若者政策課：園田課長、藤井課長補佐、  
鈴木管理・育成グループ長、西主任、中山  
足立青少年育成センター所長、袴田  
子育て支援課：小山課長  
児童相談所：池田所長、櫻井育成東グループ長
- 4 傍聴人 3人
- 5 内容 <<議事>>  
(1) 令和7年度 浜松市こどもの権利フォーラム(実施報告)  
(2) こどもの権利に関する意見聴取  
(3) 浜松市こどもの権利に関する条例の骨子案  
(4) その他
- 6 会議録作成者 こども若者政策課 管理・育成グループ 中山
- 7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無  有・無

## 8 会議記録

### 1 開会

### 2 議事

(1) 令和7年度 浜松市こどもの権利フォーラム（実施報告）

【説明】 こども若者政策課（園田課長）

(2) こどもの権利に関する意見聴取

【説明】 こども若者政策課（園田課長）

～質疑・応答～

（雨宮委員）

こどもの権利に関する意見聴取について、実施した内容を条例に反映し、策定していくとのことですが、意見聴取の内容を公表等される予定はありますか。

（こども若者政策課・園田課長）

浜松市ホームページ等で公表させていただく予定のものもあります。また、本日、一部ではありますが、フリーボードにて意見聴取した内容を後方に掲示しております。

（藤田委員長）

浜松市こどもの権利ワークショップ及びフォーラムについて、令和7年度は実施されましたが、令和8年度も継続して実施されますか。

（こども若者政策課・園田課長）

令和8年度の予算が確定していないため、確実な内容はお伝え出来ませんが、実施していきたいと考えています。

（藤田委員長）

令和7年度の浜松市こどもの権利ワークショップの参加者は36人でしたが、来年度以降の公募方法として、教育委員会と協力を図って実施していく予定はありますか。

（こども若者政策課・園田課長）

今年度も教育委員会と協力し、小・中学校の全生徒に浜松市こどもの権利ワークショップの周知を図りました。

来年度は、浜松市こどもの権利ワークショップのほかに、出前講座を行い、学校に出向いてこどもの権利に関する周知を図っていくことも考えています。

### (3) 浜松市こどもの権利に関する条例の骨子案

【説明】 こども若者政策課（園田課長）

～質疑・応答～

（原田委員）

条例の第17条第1号「委員会の職務」について、他自治体の条例では、「委員会の自己の発意によって調査審議を行うことができる」ということが定められています。浜松市のこども権利条例には現時点において、委員会の自己の発意による調査審議が定められていないが、定めようが良いと思います。

（こども若者政策課・園田課長）

地方自治法では、附属機関は一般的に諮問答申を行うことになっているため、委員会の自己の発意による調査審議は、今の時点では定めておりません。浜松市の他の条例の附属機関に関しても諮問答申にて行うという定めになっております。

（伊豆田副委員長）

地方自治法における諮問答申に関して、もう少し詳しく教えてください。

（こども若者政策課・園田課長）

地方自治法の第138条の4の第3号「執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」となっており、一般的には諮問答申かと思いますが、他自治体のように委員会の自己の発意による調査審議が定められている条例もあるため、検討させていただきます。

（伊豆田副委員長）

諮問答申以外の委員会の自己の発意による調査審議も可能とした方が良いと思います。

委員会の自己の発意による調査審議の例としては、救済機関での相談において、相談者が匿名希望の場合、委員会が自己の発意として調査審議をし、相談者の名前を明かさずに調査を実施するという想定が考えられます。

また、委員会の自己の発意による調査審議を条例に含む場合は、どのように実施していくかという制度設計も考えておく必要があります。

（藤田委員長）

相談者による救済の申立てはされていないが、相談の中で権利侵害が疑われる場合、委員会がすぐに対応できるということでしょうか。

（伊豆田副委員長）

すべての相談に対し、対応できるようにするものではありませんが、権利侵害の情報があつた際の一つの方法として、市長からの諮問が無くても、委員会が対応できる仕組みがあつた方が

良いと思います。

(有菌委員)

第 10 条「保護者の責務」について、市や学校等関係者の責務には教育に関することが含まれていますが、保護者の責務には含まれていない理由を教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

保護者の責務に定める「養育」の中に教育も含んでおりますが、他自治体の条例等を参考に明文化に関しては検討させていただきます。

(中村委員)

第 7 条第 3 号について、こどもの意見表明において、こどもにとって分かり易い情報提供や支援を実施していく必要があるため、第 9 条「市の責務」にその旨を定めた方が良いと思います。

(こども若者政策課・園田課長)

重要な事項であるため、第 22 条「こどもの意見表明と反映」において、定めております。

(渡邊委員)

第 20 条「調査、協力等」について、救済委員会が調査審議や勧告をすることが定められていますが、いじめに関しては、いじめ調査委員会や再調査委員会、いじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等において対応方法が示されているため、救済委員会との関係性を明確にしておく必要があると思います。

例えば、いじめに関しては、いじめ防止対策推進法に基づき対応する等と定めた方が良いと考えます。

(こども若者政策課・園田課長)

他自治体の条例において、他の法律で定められているものに関しては、救済機関の対象としないと定めているものや、いじめ調査委員会や再調査委員会等とは別に相談者から申立てがあった場合は調査審議を行うと定めているものがあります。浜松市の対応については、教育委員会と相談し、検討していく予定です。

(伊豆田副委員長)

相談者から、他の機関において、権利侵害の対応をしてもらえなかった等という救済の申立てがされる場合もあるため、委員会が調査審議できる仕組みがあった方が良いと思います。

但し、現に他の機関が調査をしている場合、特に法律をもとに調査している機関が結論を出していない中、委員会が併行して調査審議を行うのは、相談者にとって有益的ではないと思います。

条例において、委員会が調査審議をしない場合という内容は定められていますか。

(こども若者政策課・園田課長)

条例には定めておりませんが、運用において柔軟に対応できるよう規則にて定める予定です。

(藤田委員長)

虐待について、第 4 条「安心して生きる権利」の中に『虐待などによって心身を傷つけられないこと』を追記しても良いと思います。

また、第 5 条「心豊かに健やかに育つ権利」について、『自分らしく心豊かに健やかに育つ』という表現がありますが、『自分らしく』ではなく『こどもらしく』と表現を修正したほうが良いと思います。

同条第 2 号について、「家庭的な環境」という表現がありますが、様々な環境のこどもがいるため、表現を検討いただきたいです。

同条第 3 号について、「年齢に応じた遊びを楽しむ」という表現がありますが、年齢に関わらず、こどもの個性が尊重されるような表現にしていきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

検討させていただき、次回の委員会にて提案させていただきます。

(伊豆田副委員長)

前文について、第 2 段落目において「権利を正しく学び、他人も同じ権利があることを理解し、尊重して成長していくことが大切」ありますが、こどもに義務を課しているように読めてしまいます。おとながこどもを大切にすることで、こどもが自然と他者を尊重する社会を作っていくことが大切であり、そのことをこどもが実感することで、こどもは自然と他者の権利を大切にすることを身に付けていきます。

そのため、おとながこどもの権利を大切にすることで、こどもは自然と他者の権利を尊重できるようになるという表現が良いと思います。

また、第 10 条「保護者の責務」について、同条第 2 項「こどもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に着けることができるよう努めなければならない」は、こどものあるべき姿が書いてあります。こどもの権利保障は、こどもをあるべき姿に当てはめるのではなく、こどもの個性を最大限に発揮させることです。

第 12 条「学校等関係者の役割」について、同条第 4 項も同様に、こどものあるべき姿が書かれています。

保護者や学校等関係者が、こどもの成長や発達に対して応えることは大切ですが、本条例は、こどもは権利の主体であるという権利保障を定めるものであるため、内容を検討していただきたいです。

(藤田委員長)

浜松市子ども育成条例は、こどもは、保護や支援の対象であり、おとなが、どのようにこどもを育成し、支えていくかを定めたものです。現在、整備しようとしている条例は、こどもは権利の主体であるという権利保障を定めるものであるため、内容の検討をお願いしたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

検討させていただき、次回の委員会にて提案させていただきます。

(中村委員)

こどもの最善の利益について、「最善」とは、おとなによる基準で図って良いのか、どのように判断すれば良いのか市の考え方を教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

こどもの最善の利益に対する基準は、決まっておりません。こどもの状態において、こどもの話を聴きながら、その子の最善を考えていくことが大切であると考えます。

(伊豆田副委員長)

最善の利益について、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の基本原則であり、こどもにとって今一番利益になる選択は何であるかということに対し、おとな勝手に決めつけるのではなく、こどもを主体として、こどもと向き合い、こどもがどのように成長していきたいのかということと共に決めることが最善の利益の考え方です。

答えはありませんが、こどものこえを聴きながら、こどもにとって一番の利益を考え、こどもを支援しようというものになります。

(中村委員)

市民にとって、こどもの最善の利益は聞き慣れず、分かり難いと思いますので、分かりやすい表現や解説があると良いと思います。

(藤田委員長)

第9条「市の責務」について、こどもの権利を学ぶ機会の保障に関する内容を追記していただきたいです。

また、第2条「用語の定義」について、同条第2号『おとな』と同条第5号『市民等』は、どのような区分であるか教えてください。

第7条「社会に参画する権利」について、『社会に参画』ではなく『地域社会に参画』と表現を修正したほうが良いと思います。

(こども若者政策課・園田課長)

検討させていただき、次回の委員会にて提案させていただきます。

(伊豆田副委員長)

浜松市こども計画について、「こどもの居場所づくり」「こどもの意見反映」「こども社会参画」に関する施策は、どこに記されていますか。

(こども若者政策課・園田課長)

浜松市こども計画において、「こどもの居場所づくり」は、第4章 施策9-② こどもの居場所づくりの推進(P65)、「こどもの意見反映」「こどもの社会参画」は、第5章 計画の推進体制(P76)に記載しております。

条例に市の施策を定めることで柔軟な対応が難しくなる場合があるため、事業に関しては、

浜松市こども計画にて定め、こどもの権利の保障に関しては、本条例にて定めるよう整理しています。

(雨宮委員)

第12条「学校等関係者の役割」について、学校等関係者の範囲を教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

第2条「用語の定義」について、同条第4号に定める学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、その他こどもが育ち、遊び、学び又は活動するために利用する全ての施設又は団体としています。

(土屋委員)

令和8年度の実施事業について、市が、こどもの権利に関する出前講座やこどもの権利ワークショップ等を実施してくださることは有難いと思いました。

このような機会の中で、こども同士で話し合いをしたり、他者がどのような意見をもっているのかということに気付いたりすることは、とても大きな学びになると思います。

学校教育では、社会科や道徳等の授業を通して、こどもの権利を学ぶ機会があります。今後、こどもの権利に関する授業やタイミングについて、教育委員会と調整をしてほしいと思います。

(藤田委員長)

こどもの権利に関する出前講座について、どなたが実施されますか。

(こども若者政策課・園田課長)

こども若者政策課の職員が出前講座を行う予定です。

(4) その他

(藤田委員長)

全国自治体シンポジウムについて、三芳町にて、2/7(土)・2/8(日)に「地方自治から広げる子どもの権利」をテーマに開催されます。関心のある方は、ぜひ参加してみてください。

### 3 閉会